小泉内閣総理大臣から地域再生計画の認定を受けました

昨年12月８日、首相官邸で、小泉内閣総理大臣から真田町長に地域再生計画の認定書が授与されました。

認定を受けたのは、本町が平成15年度から取り組んでいる「清流猪名川を取り戻そう町民運動」と、平成16年度から事業着手している「歴史街道整備事業」とを融合した「清流に育まれた太閤伝説と木喰の郷創生計画」です。

この計画に基づき、本町の自然豊かで歴史文化のまちを広く国内にアピールし、町内の活性化をさらに促進していきます。

名称　清流に育まれた太閤伝説と木喰の郷（さと）創生計画

猪名川町の地域再生計画

歴史街道整備事業

平成15年度に国土交通省近畿地方整備局から「歴史街道モデル事業」の認定を受けました。町では、町歴史街道計画を策定し、平成16年度から同省の補助を受け、３年間で散策路や資料館の整備、観光ガイドの育成などに取り組んでいます。

清流猪名川を取り戻そう町民運動

猪名川の源流であるまちとして、また先人から受け継いだ豊かな自然を守り、親しめる河川の環境を創造し、これを次世代に引き継ぐため、森林の保全や河川清掃、水の循環型活用など諸施策を実施していきます。

清流に育まれた太閤伝説と木喰の郷 創生計画

自然豊かで歴史文化のあふれた本町の魅力を全国に発信することにより、観光客の誘致を図り、町内の活性化を促進します。

地域再生計画とは？

地域再生計画とは、構造改革特区に続く、規制緩和の推進に向けた取り組みを、個々の自治体で策定する事業で、地域経済の活性化や地域雇用の促進を図ることを目的としています。

本町が昨年12月に認定を受けた計画は、現在取り組んでいる２つの事業をマッチングさせ編成された計画です（左表参照）。今後、本町では、この計画に基づき、歴史街道整備事業で整備される散策路を川に寄り沿って整備するなど、２つの事業を一体化させた施策を展開していきます。

本町における地域再生計画

【目的】

町内の移動にあたっては、「ふれあいバス」を2台運行し交通手段の確保に努めていますが、気軽に町内を周遊するような手段が少ないため、観光客が複数の観光スポットを周遊することが困難で、町の豊富な歴史資源や自然資源などの魅力を十分に伝えられていないことが課題となっています。

このようなことから、現在事業推進している、歴史街道整備事業により、点在する観光スポットを一つの道で結んでゆく散策路の整備や、資料館の整備などに加えて、地域再生の支援措置を活用した取り組みを進めることとしています。これにより、住民の皆さんに今まで以上にふるさと猪名川への意識を持っていただくとともに、観光客などの交流人口の増大を狙った取り組みを全国に向けＰＲし、都市と農村との交流を図り、最終的には、定住へと結びつけることによって、地域再生を図ることとしています。

【効果】

平成12年11月にオープンした道の駅いながわは、農産物販売センターや地場産そばの加工・レストランとして「そばの館」を併設していることもあり、平成15年度には、年間約46万５０００人を集客している人気の施設です。平成14年10月に実施した利用者アンケートでは、来場者の約９割が町外の方々であるとの結果でした。

今後、地域再生計画に基づき、施設整備やＰＲ活動を行い、道の駅いながわの来場者の１割を散策路に誘導することにより、年間４万６０００人の観光客の増加が期待できます。また平成15年度の兵庫県観光動態調査結果によると、本町の自然観察や史跡への観光客も年間９万７０００人あることから、合わせて14万人の観光客を迎え入れることとなり、これにともない観光ガイドや道の駅いながわの新規雇用の促進も期待できます。

問い合わせは、企画政策課（７６６・８７１１）へ。

▲豊かな歴史的風土が息づく銀山地区

奨学生（入学貸付金）募集

経済的な理由で修学が困難な学生に対し、審査のうえ入学金の貸与を行っています。

対象下表の学校への入学予定者で、保護者が猪名川町に在住する人

受付期間１月11日～同31日　※日生・六瀬住民センター、教育総務課にある申請用紙に書類を添えて教育総務課へ提出してください。

問い合わせは、教育総務課（　766－6000）へ。

入学貸付金の貸付額（年額）

種　類	国公立	私立
高等学校 高等専門学校（１～３年） 専修学校（高等課程）	150,000円	300,000円
大学 高等専門学校（４～５年） 専修学校（専門学校）	200,000円	300,000円

消費生活のアドバイス ＞157＜

契約が成立する場合は

《事例》携帯電話で無料サイトを見ていたところ、サイトの最初の画面に「入口」というボタンがあったので、そのボタンをクリックしたら、その途端、「入会ありがとう。５万円を支払ってください」と表示されました。すぐ、相談コーナーに相談したら「有料サイトを利用するという合意が成り立っていない。契約は成立していないので支払う必要はない」と言われました。契約が成立する場合はどのような時ですか？

《回答》私達の暮らしは、様々な「契約」によって成り立っています。例えば、日常生活に必要な商品の購入（売買契約）、お金の貸し借り（金銭消費貸借契約）、アパートの契約やビデオのレンタル（賃貸借契約）、バスやタクシーの利用（運送契約）、生命保険の契約（保険契約）など、実に様々です。

私達は、これらの商品やサービスを利用する際に、事業者との間で約束（合意）を交わしています。当事者同士の意思が一致（合意）すれば、契約は成立することになります。

契約は口約束でも有効に成立します。契約書は、契約の内容を明確にし証拠を残すために当事者間で締結するものです。契約をする前に契約内容を十分に確認し、納得した上で契約書にはサインしましょう。

◎契約の成立によって当事者には「権利」と「義務」が生じます。

例えば、売買契約が成立すると、消費者は代金を支払う「義務」があり、販売会社は代金を受け取る「権利」が発生します。逆に、販売会社は商品を引き渡す「義務」があり、消費者は商品を受け取る「権利」が発生します。

また、契約は当事者の一方的な都合で解除することはできません。当事者双方が合意した場合に初めて契約を解除できます。なお、契約を解除する際に、違約金などを請求される場合もあります。

例外として契約の解除や取消しができる場合

○未成年者が両親の同意を得ないで契約した場合
○詐欺や強迫によって契約した場合
○契約で決められたことを履行しない場合
○商品などに通常の注意では気付かないキズなどがあって、そのために契約した目的が達成できない場合
○訪問販売などでクーリング・オフができる条件が満たされている場合
○消費者契約法で取消しのできる要件が満たされている場合

契約はとても身近なものですが、重要な法律行為でもあります。安易に行わず、よく考えて慎重に契約しましょう。

疑問な点は、消費生活相談コーナー（７６６・１１１０）へ。